

香川県漆芸研究所規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第27号

香川県漆芸研究所規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県漆芸研究所設置に関する条例（昭和32年香川県条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、香川県漆芸研究所（以下「研究所」という。）の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 研究所に、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 所長補佐
- (3) 副主幹
- (4) 主任専門職員
- (5) 主任
- (6) 専門職員
- (7) その他の職員

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 所長補佐は、所長を補佐する。
- 3 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 4 主任専門職員及び専門職員は、上司の命を受けて、専門的事務に従事する。
- 5 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(工芸指導員及び実習指導員)

第4条 研究所に、工芸指導員又は実習指導員を置くことができる。

2 工芸指導員又は実習指導員は、漆工芸の技法に秀でた者又は実技に習熟した者のうちから知事が委嘱する。

(研究員)

第5条 条例第6条第2項の規定による規則に定めるところによりこれと同等以上の技能があると認められた者は、研究所の事業と類似する事業を行う教育機関において漆工芸の高度な技法を修得した者その他知事が特に認めた者とする。

(研究生の定員)

第6条 研究生の定員は、1学年10人とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、研究所の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。